

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
全自動分割分包機，システム接続機能付	GM-T107348C	
	作 成	平成22年11月15日
	変 更	令和 5年 7月13日
	作成部隊等名	補給統制本部 衛生部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊において使用する市販品の全自動分割分包機，システム接続機能付について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z000001及びGLT-CG-Z000009による。

1.2.1

市販品

一般市場に流通している物品で、カタログなどによって明確にされているものをいう。

1.2.2

カタログ

この仕様書においては、製造者等の使用しているカタログをいう。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

NDS Z 8011 角形銘板

b) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品等サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

2 一般的事項

この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商慣習による。

3 製品に関する要求

3.1 品名及びカタログ製品名

品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

3.2 構成

構成は、調達品目表による。

3.3 性能等

性能等は，調達品目表による。

3.4 製品の表示

製品の表示は，次による。

- a) 調達要領指定書によって指定する場合を除き，納入品の見やすい適当な箇所に，GLT-CG-Z00001の2.3及びNDS Z 8011による1種銘板を表示する。
- b) 1種銘板の取得番号は，調達要領指定書によって指定する。

4 品質保証

監督及び検査は，契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

5 出荷条件

5.1 包装

包装は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

5.2 包装の表示

包装の表示は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，商慣習による。

6 その他の指示

6.1 附属品・予備品

附属品及び予備品は，製造者が規定する仕様及び社内規格による標準附属品・標準予備品一式とする。

6.2 納入書類

6.2.1 添付書類

添付書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，次による。

- a) 取扱説明書（日本語版） 1部
- b) 附属品明細表¹⁾ 1部
- c) 納入品カタログ 1部

注¹⁾ 様式適宜とする。

6.2.2 提出書類

提出書類は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，表1による。ただし，過去に納入実績があり，前回納入時と変更がない場合は，省略してよい。

表1－提出書類

名称	時期	数量	提出先
取扱説明書（日本語版）	納入時	各1部	陸上自衛隊補給統制本部衛生部
附属品明細表 ^{a)}			
納入品カタログ			
注 ^{a)} 様式適宜とする。			

6.3 搬入・調整

搬入及び調整は，調達要領指定書によって指定する場合を除き，搬入後，速やかに組立て及び調整を行う。

6.4 IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応

IT利用装備品等サプライチェーン・リスクへの対応は、GLT-CG-Z000009の2.1.1による。

6.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

調達品目表

調達要求番号		作成部隊等名	補給統制本部 衛生部
調達要求年月日		作成年月日	令和 5年 7月13日
仕様書番号	GM-T107348C		

1 調達品目

品名	カタログ製品名 ^{a)}
全自動分割分包機, システム接続機能付	(株)ユヤマ 自動秤量機能付き散薬分包機 SR-zero YS-SR zero 又は同等以上のもの(他社の製品を含む。)
注^{a)} この調達品目表に記載したカタログ製品名は、製品を選定するときの参考として例示したものであり、当該製品を指定するものではない。	

2 構成

名称	数量 ^{a)}	規格など
		(株)ユヤマ
本体	1	YS-SR zero
カセット用配置棚	1	棚6段タイプ
散薬用カセット	30	散薬カセット
コンベアユニット	1	コンベアユニット
バーコードリーダー	-	標準附属品
印字装置	-	標準附属品
地震対策金具	1	錠剤カセット仕様用耐震金具
注^{a)} 規定の数量を変更する場合は、調達要領指定書によって指定する。		

3 性能等

同等と判断する要求基準は、次による。

a) 本体は、次による。

- 1) 散剤分包数は、1包～93包の範囲以上とし、分包速度は、45包/分以上に調節可能とする。
- 2) 錠剤分包数は、1包～740包の範囲以上とする。
- 3) 散薬、錠剤、散薬錠剤交互、散薬・錠剤混合などの分包パターンが可能とする。
- 4) 寸法は、W930 mm×D800 mm×H1900 mm以下とする。
- 5) 電源は、AC100 V, 50 Hz/60 Hzとする。
- 6) 分割用円盤を1機以上もつ。
- 7) 自動集塵機能をもつ。
- 8) 漢字が印刷可能な印字装置をもつものとし、インクリボンは交換可能とする。
- 9) 薬包用のカッターユニットをもつ。
- 10) 官側が保有する医療情報システム、調剤支援システム及び散薬監査システムに接続し、使用可能とする。

なお、医療情報システム、調剤支援システム及び散薬監査システムは、調達要領指定

調達品目表（続き）

書によって指定する。

- 11) 秤量，配分，分割及び分包を自動で実施可能とする。
 - 12) 調剤記録を分包紙及びジャーナル紙で出力可能とする。
 - 13) 1 薬品の最小払出可能総量は，0.3 g 以下とする。
- b) 散薬用のカセット棚は，6 段とし，1 段に散薬用のカセットを15 個以上設置可能とする。
 - c) 散薬用のカセットをもつ。
 - d) コンベアユニットの錠剤マス数は，40 以上とする。
 - e) 専用のバーコードリーダーをもつ。
 - f) 印字装置は，4 色リボンに対応可能とする。
 - g) 地震対策用の固定金具をもつ。